

台風第10号にかかる宅地被害復旧支援金について

台風第10号により、居住している住家敷地が崩壊、もしくは土砂の流入があり、そのままでは生活に支障がある方に対し支援金を支給いたします。下記の要件に該当する場合は、最寄りの由布市役所庁舎にて申請をしてください。

○該当要件

①	現に居住する家屋に被害を及ぼしている若しくは被害を及ぼすおそれがある宅地崩壊又は土砂流入に対し、居住者が宅地の修復を建設業者に委託した場合の工事費又は居住者が個人で修復した場合の原材料費
②	近隣の現に居住する家屋に被害を及ぼしている又は被害を及ぼすおそれがある個人の所有する土地崩壊に対し、土地所有者が当該土地の修復を建設業者に委託した場合の工事費又は土地所有者が個人で修復した場合の原材料費
③	上記要件のいずれかに該当し、かつ、 <u>他の支援制度を受けていない修復工事費・土砂撤去費、原材料費</u>

○支援金額

修復工事費、土砂撤去費総額または原材料費総額の50%（千円未満切り捨て）
ただし、上限額を30万円とします。

○申請時必要書類

- ①宅地被害復旧支援金申請書兼請求書（申請書受付先窓口にあります。）
- ②誓約書もしくは復旧協議書（申請書受付先窓口にあります。）
- ③修復工事の領収書及び工事内訳が記載されている書類
- ④現場写真（修復前と修復完了後の写真）
- ⑤振込先口座の通帳の写し

○申請書受付期限

令和7年2月28日（金）まで

※土日、祝日を除く8時30分から17時までの間

○申請書受付先

由布市役所 各地域振興局（挾間、湯布院） 地域振興課
由布市役所 防災危機管理課